

○大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十六年九月二十四日

大分県条例第三十七号

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基準の目的)

第三条 この条例で定める基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(基準の向上)

第四条 知事は、おおいた子ども・子育て応援県民会議の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第五条 幼保連携型認定こども園においては、満三歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、原則として三十五人以下とする。

3 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。

(職員の数等)

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時二人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね二五人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね一五人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の一の項及び二の項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。
- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十五条第一項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第四十九条（後段を除く。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

(令六条例三四・一部改正)

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、園舎の一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十五条第一項において準用する児童福祉施設基準条例第四十八条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を園舎の二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であつて第十五条第一項において準用する児童福祉施設基準条例第四十八条第八号に掲げる要件を満たすときは保育室等を園舎の三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、園舎の三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
一学級	一八〇
二学級以上	$三二〇 + 一〇〇 \times (\text{学級数} - 二)$

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	$三三〇 + 三〇 \times (\text{学級数} - 一)$
三学級以上	$四〇〇 + 八〇 \times (\text{学級数} - 三)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(令元条例二七・一部改正)

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備（第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室は遊戯室と、職員室は保健室とそれぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗い用設備及び足洗い用設備

2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 第十五条第一項において準用する児童福祉施設基準条例第四十九条（後段を除く。）に規定する方法により満三歳以上の園児に対して食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が二十人に満たない幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗い用設備及び足洗い用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下らないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育に係る標準的な一日当たりの時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、八時間とすること。

2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めることができる。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材や社会資源の活用を図

るよう努めるものとする。

(掲示)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第十三条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第十五条 児童福祉施設基準条例第五条、第六条第一項、第二項、第四項及び第六項、第七条（第五項を除く。）、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条（第四項ただし書を除く。）、第二十条、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第二十三条、第四十八条第八号、第四十九条（後段を除く。）並びに第五十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 児童福祉施設基準条例第十条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(令五条例六・一部改正)

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年間は、第六条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園である旧法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例による。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

4 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

（令二条例一〇・令七条例一〇・一部改正）

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第七項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項及び第七項並びに第八条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第三項	第十五条第一項において準用する児童福祉施設基準条例第四十八条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
第七条第七項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、	一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

	それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr><tr><td>二学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table> ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積（平方メートル）	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<table><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr><tr><td>二学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table>	学級数	面積（平方メートル）	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積（平方メートル）													
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積（平方メートル）													
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
第八条第六項	一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積	一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積												

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第三項	第十五条第一項において準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例
第七条	一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、そ	一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第

第六項	それぞれ同表の下欄に定める面積	六項の規定により算定した面積						
	<table><tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>一学級</td><td>一八〇</td></tr><tr><td>二学級 以上</td><td>三二〇＋一〇〇×（学級数－二）</td></tr></table>	学級数	面積（平方メートル）	一学級	一八〇	二学級 以上	三二〇＋一〇〇×（学級数－二）	
学級数	面積（平方メートル）							
一学級	一八〇							
二学級 以上	三二〇＋一〇〇×（学級数－二）							
第七條 第七項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>二学級 以下</td><td>三三〇＋三〇×（学級数－一）</td></tr><tr><td>三学級 以上</td><td>四〇〇＋八〇×（学級数－三）</td></tr></table> ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園	学級数	面積（平方メートル）	二学級 以下	三三〇＋三〇×（学級数－一）	三学級 以上	四〇〇＋八〇×（学級数－三）	一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積（平方メートル）							
二学級 以下	三三〇＋三〇×（学級数－一）							
三学級 以上	四〇〇＋八〇×（学級数－三）							
	園児数を乗じて得た面積							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第七条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(大分県認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

- 8 大分県認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年大分県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の前に受けた前項の規定による改正前の大分県認定こども園の認定の要件を定める条例第二条第二項第四号に規定する認可外保育施設型認定こども園の認定は、前項の規定による改正後の同号に規定する地方裁量型認定こども園の認定とみなす。
- 10 施行日から起算して五年間は、附則第八項の規定による改正後の大分県認定こども園の認定の要件を定める条例別表第一の一の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び認可外保育施設型認定こども園の職員配置については、なお従前の例による。

(職員の数等に係る特例)

- 11 第六条並びに附則第二項及び前項の規定の適用については、当分の間、法第十三条第二項の主務省令で定める基準に従い、規則で定める。

(平二八条例一四・追加)

附 則（平成二八年条例第一四号）抄

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第一〇号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第六号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定、第三条中指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十六条、第五十九条及び第七十一条の改正規定並びに第四条中指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十三条及び第五十八条の改正規定並びに附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年条例第三四号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第三条の規定による改正後の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の表の一の項及び二の項の規定は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の表の一の項及び二の項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則（令和七年条例第一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。